

# 緑の風 FAX版

No.16 2021年8月15日 JR東労組



JR 東労組ホームページ

終戦から 76 年

## 平和な社会と私たちの生活について考えよう！



8月15日は終戦の日。「国民主権」「平和主義」「基本的人権の尊重」を原則とする日本国憲法のもと、私たちは戦争のない日本で生活をしてきました。

しかし、2021年5月3日の憲法記念日の改憲派の集会で、自民党の下村政調会長は党改憲案の一つである緊急事態条項創設の実現を訴える中で新型コロナウイルス感染症拡大を緊急事態の対象に加えるべきだと述べ、「今回のコロナを、ピンチをチャンスとして捉えるべきだ」と語りました。

### 日本国憲法の三原則

- 国民主権  
国の政治を最終的に決める権利（主権）が国民にあることが前文で示されています。選挙権が与えられて、選挙によって選ばれた国民の代表が国の政治を行うことは国民主権だからです。
- 平和主義  
第9条で戦争の放棄や、その目的を達成するために陸軍・海軍・空軍などの戦力を持たないことを定めています。
- 基本的人権の尊重  
人間が生まれながらに持っている、人間らしく生きる権利「基本的人権」について、第11条では、だれからも侵害されない永久の権利としてすべての国民に与えられることを定めています。  
基本的人権には、自由権（思想・良心の自由、学問の自由、表現の自由など）、平等権（差別的な扱いを受けない権利）、社会権（生存権、教育を受ける権利など）、参政権（選挙権、被選挙権など）などの権利が含まれます。

新型コロナウイルス感染拡大によって私たちの生活が大きく変えられ、厳しい状況に追いやられています。それにもかかわらず、憲法改正のチャンスだという発言は、国民の生活よりも「改憲」という目標をいかに達成するかという視点しかないのではないのでしょうか。誰のための政治なのでしょう。

会社施策を施策を担う私たちがチェックしていくことと同様に、政治に対しても私たち国民がチェックしていくことは重要なことです。政治や経済と会社施策、私たちの生活は無関係ではありません。そして、平和な社会でなければ「職場と仕事と生活」を守ることはできません。



★ **平和で安心して暮らせる社会を目指して  
私たち一人ひとりができることを実践しよう！**